



# 宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 8 月 24 日 (木 曜 日) 第 435 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

目 次	頁
告 示	
○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 1	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 1	
○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている 区域の指定…………… (環境管理課) 2	
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同 意 (3件) …………… (水産政策課) 2	
○道路の区域の変更…………… (道路保全課) 3	
○道路の供用の開始 (2件) …………… ( “ ) 3	
公 告	
○公共測量の実施の通知 (5件) …………… (管理課) 3	
病院局公告	
○落札者等の公告…………… 4	
人事委員会公告	
○令和5年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県 職員採用選考試験の実施…………… 4	
公安委員会公告	
○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 4	

## 告 示

### 宮崎県告示第 608号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560690101	訪問看護ステーションC a l m日向	宮崎県日向市日知屋4726番地3前畑コーソクテナント1階中央	合同会社イーサ	宮崎県宮崎市清武町正手2丁目81番地1	令和5年7月1日	訪問看護

### 宮崎県告示第 609号

介護保険法 (平成9年法律第 123号) 第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4560690101	訪問看護ステーションC a l m日向	宮崎県日向市日知屋4726番地3前畑コーソクテナント1階中央	合同会社イーサ	宮崎県宮崎市清武町正手2丁目81番地1	令和5年7月1日	介護予防訪問看護

### 宮崎県告示第 610号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570500944	デイ・サービスセンター聖人倶楽部えん	宮崎県小林市野尻町東麓1207番地2	医療法人友愛会	宮崎県小林市野尻町東麓1170番地	令和5年7月31日	通所介護

**宮崎県告示第 611号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更しようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（東諸県郡国富町大字田尻字谷ノ口1815番1の一部及び1815番3の一部）

（「別図」は省略し、その図面を宮崎県環境森林部環境管理課に備え置いて縦覧に供する。）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に係る基準に適合していない特定有害物質の種類セレン及びその化合物

**宮崎県告示第 612号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和5年6月21日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 赤江第一漁業生産組合 組合長理事 松岡 勝志 宮崎市 有限会社仁庄水産 代表取締役 甲斐 丈昌
加入区 の 名 称	中部加入区
区 域	檜浜漁業協同組合の地区及び宮崎漁業協同組合の地区
区 分	総トン数10トン以上の漁船を使用して主に機船船びき網漁業を行うもの及び

総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの

**宮崎県告示第 613号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和5年6月21日
発起人の住所及び氏名	日南市 有限会社ハンエイ 代表取締役 稲田 繁男 日南市 有限会社辻水産 代表取締役 辻 一雄
加入区 の 名 称	日南市第三加入区
区 域	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域
区 分	総トン数20トン未満の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの

**宮崎県告示第 614号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和5年6月21日
発起人の住所及び氏名	串間市 日高 由行 串間市 江川 正彦
加入区 の 名 称	串間市東第一加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区のうち都井地区
区 分	総トン数10トン未満の漁船を使用して漁業を行うもの

**宮崎県告示第 615号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年8月24日から同年9月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字長尾 谷1618番79 地先から同 郡同村同大 字同字1618 番79地先ま で	旧	6.5～ 7.5	25.6
				新	9.2～ 15.9	25.6

**宮崎県告示第 616号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年8月24日から同年9月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	延岡市北方 町川水流字 日渡し卯16 77番地先か	令和5年8月24日

			ら同市同町 川水流同字 卯1640番5 地先まで
--	--	--	-----------------------------------

**宮崎県告示第 617号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年8月24日から同年9月7日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
108	県道	財部庄 内安久 線	都城市乙房 町1776番1 地先から同 市同町1795 番1地先ま で	令和5年8月24日

**公 告**

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局九州技術事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（MMSによる画像データ計測及びレーザ点群データ計測）
- 2 作業地域  
宮崎県内
- 3 作業期間  
令和5年8月10日から令和5年12月28日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県北諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和5年8月24日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（境界測量）
- 2 作業地域  
宮崎県都城市高崎町江平
- 3 作業期間  
令和5年8月2日から令和6年3月8日まで

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県

農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 8 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市野尻町三ヶ野山
- 3 作業期間  
令和 5 年 8 月 3 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 8 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県小林市東方
- 3 作業期間  
令和 5 年 8 月 21 日から令和 5 年 11 月 9 日まで

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県西諸県農林振興局長から次のとおり通知があった。

令和 5 年 8 月 24 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類  
公共測量（路線測量）
- 2 作業地域  
宮崎県えびの市大字永末
- 3 作業期間  
令和 5 年 8 月 3 日から令和 5 年 11 月 8 日まで

### 病院局公告

#### 落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和 5 年 8 月 24 日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

- 1 随意契約に係る調達件名  
県立 2 病院ネットワーク機器等更新業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県病院局経営管理課システム・施設担当 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和 5 年 7 月 24 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通 J a p a n 株式会社 九州南部公共ビジネス部 宮崎市錦町 1 - 10
- 5 随意契約に係る契約金額  
370, 150, 000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
企画提案競技

7 随意契約による理由

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当

### 人事委員会公告

令和 5 年度就職氷河期世代を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

令和 5 年 8 月 24 日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

### 公安委員会公告

#### 宮崎県公安委員会公告第 18 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和 5 年 8 月 24 日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務の区分	講習の実施日	定員
追加取得講習	4 号警備業務	令和 5 年 11 月 20 日（月）から 11 月 21 日（火）まで	15 人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込みを行う日において、最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者とする。

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3  
宮崎県技能検定センター  
電話 0985 - 58 - 1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署、又は受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
4 号警備業務（追加取得講習）	令和 5 年 10 月 10 日（火）から 10 月 20 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで。

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 資格者証又は講習修了証明書の写し

ウ 当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県収入証紙により納入すること。

種類	警備業務の区分	手数料
追加取得講習	4号警備業務	10,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

#### 6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、一般社団法人宮崎県警備業協会（代表電話0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 公示後、社会情勢の変化により、講習実施見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (4) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

--	--